

令和6年8月9日

報道各社 様

連絡先  
 伊達市  
 健康福祉部 社会福祉課  
 担当：課長 佐藤 陽一  
 電話 024-575-1264

事案名	生活保護給付金の過大給付及び過少給付について
発生日時	令和6年4月15日（月） 9時00分頃
発生場所	伊達市役所
担当部署（連絡先）	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264
事案の内容	<p>今年の4月に生活保護受給者の収入や資産などの申告に基づき、受給の要否判定を行ったところ、昨年4月に支給停止すべき保護費を給付していたことが判明した。</p> <p>事案判明後、過年度分の確認を行ったところ、令和3年度から令和5年度分において過大給付及び過少給付の誤り15件あることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過大給付件数及び過大給付額：10件 5,850,129円</li> <li>・ 過少給付件数及び過少給付額：5件 373,284円</li> </ul>
初動対応	<p>令和元年度から令和5年度の過去5年分の全件調査を7月末までに実施した。その結果、令和3年度から令和5年度分において、過大給付及び過少給付の誤りが判明した。</p>
今後の対応	<p>当該被保護者に対して説明を行うとともに、過大給付については、生活保護受給者対象世帯の収入や資産の状況を踏まえ、長期分割等により返還を求めていく予定である。</p> <p>また、過少給付については、9月の保護費に加算し支給する予定である。</p> <p>今後、再発防止策として、事務の流れや必要書類、注意点、マニュアルの再確認を実施する。</p>